

令和2年4月24日

第4回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第4回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取消願について

報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和2年4月24日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時58分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男	○		13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主事 大澤咲				
					主事 加藤正則				

開会 午後 1時30分

○次長（小川修一君） 皆さん、「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

事務局の大熊局長なのですが、コロナ会議等々ございまして、終わり次第こちらに参ります。局長に代わって、事務局の小川と申しますが、進行のほうを進めさせていただきます。

初めに、農業委員会の事務局の体制が、4月1日の人事異動で事務局の職員が替わっておりますので、ここで紹介をさせていただきます。

○事務局（正能 光君） 自己紹介のほうをさせていただきます。

4年目になります農業委員会事務局の正能と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（新井昌典君） 農業委員会事務局の新井と申します。2年目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（関田 毅君） 4月1日から農業振興課のほうに配属になりました関田と申します。兼務辞令で農業委員会事務局ということで拝命しております。よろしくお願いいたします。

○事務局（大澤 咲君） 今年度、農業委員会事務局に異動となりました大澤と申します。主事です。よろしくお願いいたします。

○事務局（加藤正則君） 4月1日より農業委員会に配属されました加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○次長（小川修一君） 農業委員会事務局の小川と申します。3年目になります。今後ともよろしくお願いいたします。

今日は、染谷主査が都合によりこの場にはいないんですけれども、皆さんご存じのとおり6年目になりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、柳田職務代理さんより、開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。職務代理の柳田でございます。

委員の各位におかれましてはご多忙の中、新体制での初めての定例総会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

このたび、新型コロナウイルス感染対策の緊急事態宣言が発令する中での会議ということで、これまでは委員と推進委員合わせての合同でのこの定例会でございましたけれども、今回はこういう状況でございますので、委員だけの会議となつてございますが、よろしくお願いいたしますと思います。

加須地域におきましても4人ほど感染された方がいるということで、非常に心配するところでございますけれども、そうした中におきまして、この地域におきましても田植えがいよいよ始まってまいりました。北川辺など相当進んでいるようでございますけれども、皆様、コロナウイルスですけれども、それぞれの体調管理、こちらでも十分注意いただきまして、ご活躍をいただければと思います。

それでは、これより令和2年第4回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○次長（小川修一君） ありがとうございます。



#### ◎会長挨拶

○次長（小川修一君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

何か席が広いようですけれども、初めての総会という形になるわけですが、確かに柳田職務代理が申されたとおり、コロナウイルスの関係で、席を大きく広く取ってある。推進委員さんの皆さんも今日は出席できないということで、農業委員15名のうちの総会ということですが、新しい年度始めで、このような状態ということは想像もしてなかったわけですし、毎日子供が家にいる、どこにも、ストレス解消で出かけられないという、そんな感じもするわけですが、加須市でも感染者が出て、話題持ち切りでございますけれども、埼玉県も例に漏れず、非常にコロナウイルスがはやっております、本当に農業委員会のこの総会におきましても、密な接触というか、そういうものを避けなくちゃならないということで、このような広い環境の中でやるわけですが。

私が言うまでもなく、農業委員会の仕事といたしましては、農地の権利移動、転用の許認可に関わる業務、担い手の農地集積・集約とか、いろんな農業委員に課せられた事業があるわけですが、皆さんと共に、また推進委員さんと共に1つのチームとして、この加須の農業の発展のためにご尽力をいただくこととなりますけれども、今日の総会においても内容が結構あるようですけれども、スムーズうちに慎重審議されまして、スムーズうちに今日の総会が終了しますこと、よろしくお願い申し上げます。

皆さん方にはご不便をかけますけれども、これからの3年間、よろしくお願い申し上げます。

して、簡単ですけれども、挨拶といたします。今日もよろしくお祈いします。

○次長（小川修一君） ありがとうございます。

---

◇

**◎出席委員数の報告**

○次長（小川修一君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、15名の全委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づいて、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

---

◇

○次長（小川修一君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長さんに議長をお願いいたします。

---

◇

**◎開会の宣告**

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお祈いします。

今回は、コロナウイルス感染予防策の一環として、農業委員15人のみの出席による開催とし、窓を開けるなど換気をしながら、委員の座る間隔もできるだけ広く空けるように配置しています。このほか、会議でもできるだけ短時間に進行できるよう、皆さんのご協力をよろしくお祈い申し上げます。

---

◇

**◎総会議事録署名委員の指名**

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

3 番 中 島 利 雄 委員

4番 松本 昇 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、4件の取下願が提出されております。本日の議案第3号で、議案書3ページの4番、三俣地区、よろしいでしょうか。3ページの4番、三俣地区、5ページの10番、大越地区、6ページの17番、北川辺地区、同じく6ページの21番の原道地区、この案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告申し上げます。



#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それでは、ご説明申し上げます。本案件は、今年2月28日付けで贈与ということで許可し、その後、売買であったため許可取消しの申出がありまして、今回改めて売買による所有権移転ということで申請になったものでございます。

契約の内容が贈与から売買に変更となった以外は、譲受人等全く同じでございますので、特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

4月14日の2時過ぎですね、推進委員の野本さんと現地確認並びに譲渡人の さんのお宅にお伺いをして、お話を聞いてまいりました。この前も話したかと思うんですけども、昨年9月にですね、台風がありまして、このときに納屋が火災に遭いまして、農機具一式全部燃えてしまったということで、年齢のことも考えて見直したいということで、今

回このような形になりました。

また、譲受人の さんもですね、 のほうの職員で、年齢も五十何歳ぐらいかな、一生懸命真面目に田んぼのほうは、やっておりますので、許可相当と判断してまいりました。審議のほうよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は耕作ができなくなったため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15 番（新井明弘君） 15 番、新井です。

4 月の 15 日にですね、最適化推進委員の小川さんと 2 人で、譲渡人のですね、 さ  
ん、また現地を確認したんですけれども、この地図のですね、 さんのこの土地、この  
一帯、 さんが耕作してまして、この地図で さんの住宅がその間に挟まれた川のとこ  
ろなんですけれども、そしてですね、 さんも耕作してるんですけれども、家から近い  
ということで さんが耕作してるんですけれども、それでですね、以前から さんに  
耕作してもらっていて、将来考えて、自宅から遠いというようなことで手放すという  
ようなことで、贈与というふうな形で 2 人合意したというようなことです。許可相当と判断してき  
ましたけれども、審議のほどお願いしたいと思います。



以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。どうでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模の縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

やはりですね、4月の15日に、最適化推進委員の小川さんと2人ですね、現地を確認して、また譲渡人ですね、さんから話を聞いてまいりました。この土地はですね、この辺一帯はですね、さんがずうっと作ってるところで、この土地はですね、次の案件もそうなんですけれども、出入り口がないと、他人の田んぼを通過しないと入れないと、管理が大変だというようなことで、耕作してもらっていることもありましてですね、相談の上、贈与というような形でですね、合意したというような経過だそうです。許可相当と判断してまいりましたけれども、審議のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は農作業ができないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

やはりですね、4月の15日に、最適化推進委員の小川さんと2人でですね、現地を確認し、この さんにはちょっと会えなかったんですけども、この申請地の上がですね、

さんの587番という、ここに接続しているところなんで、先ほどと同じように進入路がないというようなことで、 さんがそのような売るといような形なら、それは賛同というような、そういうニュアンスでした、 さんの話ですと。そういうことで、合意したというようなことであります。許可相当と判断しましたけれども、審議のほどお願いしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番及び6番の大越地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より

説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。3条の5番、6番はお互いの交換であり、関連しておりますので、一括にてご説明いたします。両案件は、交換による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

今回の交換する農地面積はかなり差がございますが、お互い了承しており、これに関しては特に問題はございません。

また、双方とも農地法3条の許可を得るための下限面積の要件を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項に下限面積を超えなくてもよい例外規定がございますので、今回の場合、接道が無い農地で、交換により一体利用しなければ利用が困難であることから、5番、6番の交換につきましては許可を得ることができるものと考えております。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

4月15日に、腰塚推進委員と現地の調査をいたしました。                      さんの夫の                      さ  
んからいろんな話を聞いて、現地案内をしていただきました。この土地の6番ですか、1302はこの進入路もなく、周辺も含めて耕作放棄の状態にある土地でございます。5番の2筆は、1筆は耕作されていて、1298番のほうは現在、放棄の状態になっています。この土地を交換した場合、耕作放棄地解消にもつながるため、許可するという事によろしいかと考えるもんであります。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

これ、さんのほうで確認した結果、規模を拡大すること、さんの場合は縮小すること、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。いかがでしょうか。

はい。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

これは、現地調査はやったんですか。農地最適化推進委員さんと一緒に行ったりはして、それちょっと聞いたかったんですね。

○13番（早川初男君） 申し訳ありません。そういうことでね、今、コロナで自粛されたもので、私が一人でしてまいりました。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

これは、別に農業委員さんだけで見ていて、問題はないんですか。できたら、一緒に見たほうがいいかなと思ってたんで。

○会長（小倉和夫君） 事務局。

○事務局（小川修一君） 事務局です。

そうですね、推進委員さんと一緒にですね、原則。どうしても、推進委員さんが冠婚葬祭があつたりというのは、また別なんでしょうけれども、そういった状況じゃない限り、農業

委員さんと推進委員さん2人で、1人ではなくて2人で、2人以上で現地を確認していただいたり、受人なり渡人の方に事情を聞くと、それでお願いします。そうしないと間違いも起こりやすいですし、あと、今後の最適化についても、推進委員さんもいらっしゃったほうが話は通りやすいものですので、ぜひ推進委員さんと2人ということで、2人以上で行っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　じゃ、私のほうからも。

じゃ、早川さん、推進委員さんとよく連絡を取り合って、事案案件の確認をお願いしたいと思います。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君）　ご説明いたします。本案件は、親族間の贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。譲渡人が祖父、譲受人がその孫となっております。

また、譲渡人、譲受人を含め、家族で農業経営を行っており、経営状況や農機具保有状況から判断し、問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君）　先ほどは申し訳ございませんでした。

電話連絡といたしますか、電話で何か連絡取れなかったもので、私一人で確認に行きましたので。この　　さんの場合は、お孫さんに贈与することなんです、お孫さんに聞いたら、これから農業をやっていききたいという話をしてくれましたので、これは許可相当でいいかなと思い判断してまいりました。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

さんと さんの関係は孫さんということだそうですが、これは同居ですか、それとも、番地が同じだから同居なのかな、そんな気がします。

あとそれから、 さんの子供さんがいると思うんですが、子供さんを越えてお孫さんに直接というのは、何かあるのかなという気がするんで。まして、農業従事数が5人となりますけれども、これはどなたなのか、その辺をちょっと確認させてください。

以上です。

○会長（小倉和夫君） 事務局。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

まず、 さんと さん、これ同居でございます。

それと、家族5人でやっておりますが、 さんの子供ではなく、なぜ孫のほうにという理由は、特に聞いてはないんですけれども。早川委員さん、何か聞いてますか。

○13番（早川初男君） 私も聞いてないんですけれども、何か孫さんに贈与するというんでお聞きただけであって、細かくは聞いておりません。

○2番（江川芳夫君） 一般的にはね、家庭内の相続であれば、当然せがれさんにいってね、孫さんにいくというのが相続、基本ですよ。まして、何も贈与しなくたって経営はできるんであってね、自分のせがれを飛び越えて、孫さんに特別な理由があるのか、そこまで聞かなくてもいいのかどうか分かりませんが、ちょっと引っかかったもんですからね。

それで、5人というのは誰と誰なのか、もう一度確認します。

○事務局（正能 光君） 名字が さんというのは、これは祖父1名だけで、その譲受人、さんが、それとその両親、それと妹、それで5人です。

○2番（江川芳夫君） さんが1人、その子供が夫婦。

○事務局（正能 光君） 夫婦。

○2番（江川芳夫君） その子供が さんで4人、もう一人は。

○事務局（正能 光君） この孫が2人ということですが、妹。この譲受人の さんの妹、要するに両親、自分と妹、それとおじいちゃんということですね。

○2番（江川芳夫君） 両親——親を飛び越していっちゃってるんだ。

（「休憩して、ちょっとやって」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） じゃ、ちょっと暫時休憩といたします。

休憩 午後2時5分

再開 午後2時10分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、休憩を解きます。再開いたします。

ご質疑、ご意見等ありましたお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、中間管理事業と重複していたため、今年2月の総会案件から取下げた案件で、今回は解約の手続きが済んでおり、改めて申請されたものでございます。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

事務局の説明のとおり、この案件につきましては、2月のときには申請が出たんですが、書類の不備ということで一応取下げをして、今回の申請となりました。そのときに、2月の16日に譲受人の 〇〇〇のところに、推進委員の石川さんと聞き取り、現地確認をそのときにしております。それによりますと、譲受人は自宅の近くということもあり、規模拡大を考

えております。譲渡人は、出身で、相続で取得した農地ですが、実家にはもう誰もいないこともあり、売買で一応譲ることになり、今回の申請となりました。審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

初めに、1番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられています。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきまして、4月15日に、推進委員の坂田さんと2人で申請人宅を訪問して、内容の確認をしてまいりました。場所につきましては、案内図にありますように、工業団地に隣接した土地でございまして、場所的にやむを得ないというふうに判断してまいりました。



よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



### ◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 26 件を議題といたします。

初めに、1 番及び 2 番の大桑地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。5 条の 1 番、2 番は、譲受人、譲渡人は違いますが、目的が同一で施工場所が隣接しており、実際の施工業者も同一でございますので、一括にてご説明いたします。位置図の 11 ページ、12 ページ及び土地利用計画図の 5-1、5-2 をご覧ください。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第 3 種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番（野口悦夫君） 1 番、野口です。

4 月 12 日に、推進委員の川島さんと さん宅ですね、譲渡人の さん宅を訪れ、現地調査と現地確認を行ってまいりました。そこで、現地見たんですが、加須インタ

一周辺の近くで、周りは住宅街でございます。それで、数年もう耕作しておらず、結構草なんかも生えておまして、住宅街でもあり、また、その太陽光発電施設の話があり、一応いいことだということで、何か納得して売買に応じたようでございます。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

じゃ、補足説明があるそうなので、よろしくお願ひします。

○事務局（小川修一君） 事務局から、ちょっと補足させていただきます。

これ、ちょっと1番と2番の大桑地区のものなんですけど、位置図のほうを見ていただくと、業者さん、譲受人は違うんですけども、場所が一体なんです。11ページのほうをご覧になっていただくと、5条の1番なんですけども、入り口がですね、さんてお宅、北側からなんですけども、細い道路があるんですけども、実際に行ってみると、ちょっと細くて、敷鉄板とか敷いても、なかなか資材を搬入したりと奥に入れられないというのが分かりまして、その中で業者のほうに、指導等をしました。したところ、入口を、今、5条の1番でいうと、1217番の筆がありますけども、この1217番の筆の向かって左側に、北側から、道路から旗竿のようにになっている農地が見えるかと思ひます。ご覧になれますか。

（「はい」と言う人あり）

○事務局（小川修一君） こちら側について搬入路としたいということになりまして、結論から申し上げて、今回、この5条の1と5条の2はですね、審議のほうを保留していただいて、入口をですね、改めて次回の総会までに申請をしたいということで、その入口も含めて、今回5条で、入口の次回を含めて、1番と2番は次回審議をしていただければなと思っております。今回、保留としていただければというふうに考えています。

それ以外の添付資料について、担保については、先ほど事務局から、正能主幹のほうから説明があったとおり、経済産業省の書類ですね、その辺はそろっておりますので、今回、保留という形で、次回、審議をお願ひできればと思っております。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、申請地へ入る現道が狭く、材料を運搬する車両の進入は難しいとの判断したため、申請者に対して説明を求めたところ、交通や営農などの周辺地への影響が生じないように、隣接する農地を転用し出入りしたいということで、申請者が次回の総会でそれらの出入り部分や作業車置場等の転用申請を追加で行うということでございます。

なお、本件は、農地転用許可基準のうち、立地基準では農地区分が第3種農地ということで、太陽光発電による転用は許可が見込まれ、かつ一般基準では事業実施の確実性ということで、資力や、行政庁の免許、許可等処分の見込み、周辺農地への被害防除などの項目においても、許可見込みと判断されます。これらを踏まえて、1番及び2番の案件について、今回は保留とし、次回の総会でまとめて審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「ちょっと質問が、あるんですが。」という人あり)

○会長(小倉和夫君) はい。

○6番(嶋村 浄君) これ、一体の図面なんですけれども、譲受人が違うというのは、これ何か意味があるんですか。片方は で、片方は で、これ鍵屋さんでしたね。何か意味があるんですか、2社に分かれた。

○1番(野口悦夫君) 今の譲受人が違うということなんですけれども、何か不動産屋を通すというような形で、一応違うらしいんですけれども、業者さんが。そういうことで、話しを伺ってまいりました。

○6番(嶋村 浄君) って ですよ、鍵屋さんですか。

(「いや、分からない」という人あり)

○事務局(正能 光君) 事務局です。

要するに、オーナーが違うということだけで、よくですね、造園屋さんが太陽光やってるとか、先日は、前回は車屋さん——中古屋さんが太陽光をやってるとかというのは、よくある話でございます。出資して太陽光でというそういう、登記簿上はそういう営業できるというふうになっていると思います。

以上です。

○会長(小倉和夫君) よろしいでしょうか。

(「はい」という人あり)

○会長(小倉和夫君) 今回は保留として、次回の総会でまとめて審議をしたいと思いたいで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、保留とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の13ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良するもので、同意書及び印

鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、いわゆる青地でございますが、農用地区域で小麦を作付けするための農地改良で、期間5カ月ということの一時転用でございますので、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

4月14日ですね、推進委員の野本さんと現地確認をしましてまいりました。こちらの位置図を見ていただきますとですね、

とあるわけですが、この右側と、道を挟んでその左側も盛土をしてありますね、最近作業が終わった状態ということで、今回の申請地もこの間までお米のほうは作ってあったと思うんですが、若干土地が低くて排水も悪いということですので、こちらの  
の さんのほうはですね、責任を持って小麦を作るからどうでしょうかということ話が出まして、じゃあしようがないといいますかね、協力しますよということでまとまったということでございますので、許可相当と考えました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、農業用倉庫及び駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地から軽微変更により除外され、1種農地と判断され

ますが、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井ですけれども、やはり15日に、最適化推進委員の小川さんと2人で現状確認し、それからですね、譲渡人の さんから話を聞いてまいりました。この案内図、位置図ですね、この申請地、黒く、2筆ありますけれども、この申請地の上が点線になってますけれども、そこはハウスになってるんですよ、ハウス。そして、その上がですね、 さんの住宅なんですよけれども、この譲受人の さん、これは田んぼのほうでやるというようなことで、いずれはその上のハウスも借りたいというような話でありました。それで、 さんから話を聞いた限りはですね、一応この辺のハウスとか、この辺の土地をですね、最適に活用するにはどうするかというようなことが、農業委員会のほうですね、農業委員のほうにですね、提案したら、 さんを紹介されたと、観光農園の さんも。そして、双方合致して今、こういう運びになったというようなことです。許可相当と判断してまいりましたけれども、審議のほどお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

まず、この立地の基準、先ほど事務局のほうで第1種農地と言いましたけれども、これは農振農用地というの、青の地域ですか、これを確認させてください。

それから、観光農園と呼ぶので、この方は私もちょっと調べてみたんですが、 で営農型の太陽光発電の下にブルーベリーを植えてやっているんですね。ホームページも載ってます。それで、今は観光農園やってなくて、直売だけなんですよ。この申請を見ますと、観光農園を開設したというふうに書いてあるんですけども、そのネットを見ると、近い将来、観光農園やりたいというような表現、去年のこの人のブログに書いてありますよね。

それでですね、一般基準の農地転用の確実性というところから見てですね、このバスが止まってまでやる観光農園を、今、どのくらいブルーベリーがなってるんだか分かりませんが、ちょっとこの1反5畝という膨大な面積をね、開発するのは、私は実現性にちょっと乏しい

んじゃないかというような気がします。

それから、大型バスが2台、絵には描いてあるんですが、これ1反5畝に車は五、六台くらいしか止まらないでね、あとは90㎡ぐらいな事務所、倉庫はあるんですが、これは農業用施設として、農振地域でも例外規定で許可になるという案件ですよ、多分そうだと思うんですけども。それはいいとしても、その実現性、一般基準のね。それから、駐車場にしたときの、これ青色の農地で、周りが農地で、周辺農地の被害の除去の方法とかです、それからバスが来たとか、そういうときの何といいますかね、駐車場からの排水の問題とか、その辺はどうなってるのか、もし分かればですね、教えて。いつ頃、観光農園としてバスが来るのか、その辺は書いてありますので、よろしくお願ひしたい。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

まず、この場所なんですけれども、青・青です。青・青で、除外の要件にですね、観光農園、それと観光駐車場等ですね、除外の要件として認められると、そういうメニューから今回に至ったわけなんですけれども……

○2番（江川芳夫君） ちょっといい、ちょっとそれ、青・青で1種農地はないんじゃないか、立地基準は、1番じゃないの。農振農用地区内の農地じゃない、1種農地なの。

○事務局（正能 光君） 軽微変更だから。

（「青のままだよ」「青のままだから」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） 青のままなんでしょう。除外をしないことでしょう。

○事務局（正能 光君） そうですね、すいません。ここは、ちょっと訂正させてください。

青のままで、軽微変更なんで青のままです。白になったわけじゃないんで、1種農地というのは、すいません、これは訂正させてください。

○2番（江川芳夫君） 1種農地じゃないよね、青・青だよ。

○事務局（正能 光君） はい。あくまで軽微変更なんで、除外したわけじゃないんで。

○2番（江川芳夫君） 除外してないもんね。

○事務局（正能 光君） はい。軽微変更ですので、農用地に訂正させてください。

それで、この さんの今やってるブルーベリー農園を実際に見てきました。約1反ぐらいで、ちょっと大きいポットというんですかね、かなり大きいポットでブルーベリーを栽培してまして、その今やってるところは、 高校のちょっと南側のほうなんです。そこは、営農型の太陽光も同時にやってまして、大きいポットにホースを、細いホースで一遍に水をくられるような、そういうふうな整備、施設になっておりました。まだ、そこはホー

ムページとかで、そういうふうには公開してないのかなと思ったんですけども……

(「今回した」と言う人あり)

○事務局（正能 光君） 一応そこで直売とか、大型バスは当然その場所に入ってこられないですし、ふだん大々的に観光農園、今はやっているような状況ではありませんでした。今度、この申請地のほうで休憩所、それからテントと書いてありますけれども、農作業場、農作業倉庫を兼ねたものと思うんですけども、そこで の跡地なんですけれども、そのバラの枯れてるのを、今撤去をして、そこでブルーベリーをやりたいと。その土地につきましても、利用権で契約のほうはしております、ハウスのほうは賃貸借契約も結んでおります。そこまで話が進んでおります、あとバスがいつ頃来るのかというのは、これは、そこまでの経営が軌道に乗るかというのは、未定でございます。でも、かなり実現性としてはあるのかなと、そういう判断しております。

以上です。

○2番（江川芳夫君） やはり青・青の中で農地の例外特例規定でね、農家レストランとか、そういうもんについては当然、青・青のまま許可をできる施設というふうになっているようですけどね。やっぱり、農振法によって農地を守るところの農地をね、除外する——除外じゃなく、開発するわけですから、そのブルーベリーのほうで、またこれから植えてやるということで、その駐車場1反5畝をね、バスが来る、私の考えでは、やっぱりこの倉庫等は造ってもいいけれども、徐々に拡張しながらね、農転するのが本来の農地を守る立場からすればね、当然なのかなという。もう何も分からないので、1反5畝全部農転しちゃってね、更地にして駐車場にして、いつお客が来るか分からないと。そうじゃなくて、取りあえずはこの倉庫と休憩所の建物を建てて、まず車を五、六台置いてね。残りはまた農地で残しておくというような考えられるところあるんじゃないかなと。要するに、特例で青・青を潰すわけですから、その辺を慎重にね。

近い将来やるというふうに自分のブログでも、ネットでも書いてあるんだから、すぐにはやらないんだよね、そういう意味ではね。だから、その辺をちょっと慎重に、駐車場面積に、私は面積がちょっと多いような気がしたから質問してるんですけども、立地条件と一般基準は、立地はそういうことでオーケー、現実性の部分で若干ね、疑義があるのかなという気がしたもんですから質問したわけです。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

事務局もちょっとその辺は心配したんですけれども、 さんの受人のほうが勤めているのがですね、設備をやっている の に勤めているということなんです。その社長もお見えになりました。社長のほうも、会社を挙げて一応バックアップすると、そういうふうにおっしゃったんで、またその辺の実現性は担保できるのかなということで考えておりました。

という、設備ですかね、ミストとか、それからポンプとか、水道とか下水とか、そこら辺の設備とかも強いのかなと、そういうお話でございましたので、実現性的には大丈夫かなと、そういったところで安心はちょっとしていたわけなんですけれども。

以上です。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、倉庫の建築等、敷地拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

4月の16日に、峰岸推進委員と現地を調査いたしました。 氏の奥さんに現地の



ご案内と説明を受けたものです。この土地は、譲受人ですか、  
の土地に隣接して  
おりまして、周辺は宅地、太陽光発電、道路、水路に囲まれた水田であります。周辺はこの  
ような形になっておりますので、そのような状況から周辺に影響なく、許可してよいものと  
考えるものでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-  
7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を拡張するもので、資金計画等、必  
要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得  
ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

この土地も、4月の16日に、峰岸推進委員と調査をいたしました。譲渡人の  
氏  
に現地の案内、そして説明を受けたわけ。この土地は、周辺を住宅、駐車場、県道に囲  
まれた畑で、かつては地元の  
がソバ、ヒマワリの作付けをしていましたが、現在  
は休耕地となっている土地です。このような状況でありまして、耕作放棄地になるおそれも  
あることなどから、申請どおり許可してよいのではないかと考えるものでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の18ページご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地区域でございますが、盛土をし、そばを作付けするための農地改良で、期間が3カ月の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われ  
ます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(松村文夫君) 4月16日に、峰岸推進委員と調査をいたしました。 氏に現地案内並びに説明を受けまして、田から畑に農地改良して、畑作物のソバなどを試験的に栽培し、土地に合った作付けを予定するとのことでありまして、申請のとおりのようなことでよいと考えております。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-

9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

4月15日に、腰塚推進委員と現地を調査をいたしました。譲受人の

の 氏と譲渡人の 氏、事情を聴取いたしました。現地は、水路がなく、水田としての利用はできない土地であります。これまで、長年管理だけしてきた土地でありまして、隣地にも太陽光発電施設が設置してありまして、今後、耕作放棄地となるおそれもあることから、許可することとしてよいと考えるものでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間も経過しましたので、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。よろしくお願

い

休憩 午後2時45分

再開 午後2時55分



### ◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、再開をいたします。

次に、11番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、敷地を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番の新井ですけれども、16日にですね、最適化推進委員の小谷野さんと2人で現地を確認し、また、譲渡人の さんから話を聞いてきましたけれども、この位置図でですね、申請地のこの右側は以前、去年の夏頃かな、転用されてまして、この申請地の左側ですね、これはもう砂利で一体になっているんですね。 のこれ敷地、これ地続きになってますんでね、そのずっと左側、不動岡小学校西通りで、これ道路から地続きになっているため、利便性がいいというようなことで、先ほど事務局から説明ありましたようにね、敷地を拡張するというようなことで、現地はもう砂利できれいになって、もうこちらの道路からも楽に入るようになってるんですけれども、以上のような状況なんですけれども、許可相当と判断してまいりましたけれども、審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。いかがでしょうか。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

今のちょっと調査の方法を聞きましたけれども、もう既に何、もう農地じゃないんだ、農地の機能してないんですかね。これから、農地転用の今の5条許可なんで、その辺は事務局、現況調査ね、一般的だと20aとかなんとかというような話も以前はあったようなんですけれども、現況復帰をさせているのか、その辺、どの程度まで砂利になってるのか、ちょっとその

辺が分かれば。場所的にはね、立地的には問題ないんじゃないという気がしますけどね、よろしくをお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

砂利でもうきれいに整備されてるというんじゃないくて、砂利混じりで確認はしてきたんですけれども、砂利混じりの、当然耕作されていませんでした。

○2番（江川芳夫君） 了解。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「分かりました」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見がないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可できるものとして、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

この件で、事務局の今、細かい説明がありましたけれども、現在、アパートにいて手狭なもので、親の土地を借り受けてそこへ住まいを造るという話をしておりました。なので、許可相当と思いますが、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） ちょっと事務局より一言いいですか。

早川農業委員さん、この場所も早川さん一人で確認ということによろしいんですか。

○13番（早川初男君） はい。申し訳ございません、これ、2カ月ぐらい前に、事務局のほうに許可申請を、脱会届と排水放流の申請がありまして、そのときに一緒に確認してまいりました。

○会長（小倉和夫君） はい。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

ここは1種農地といいましようか、農振農用地ですよ。やっぱり、そういう場合でも、分家住宅とかも普通は農振除外をやったりするんですけども、例外等の関係で、開発とか可能なんですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

宅地周りですので、ここは白地でございます。

○2番（江川芳夫君） 青白？

（「青白」と言う人あり）

○事務局（正能 光君） 青白です。

○4番（松本 昇君） はい、了解。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が地上権により土地を借り受け、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番の小川です。

4月12日の日に、推進委員の橋本さんと さん宅を訪問し、本人に転用目的を確認し、現地調査を行いました。また、案件の農地は、事務局の説明のとおりなんですけれども、幅6mの道路と運送会社に囲まれた農地であり、適正に管理されており、2人で許可相当と判断してまいりました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっとお聞きいたします。一般的にはですね、賃借権が多いわけなんですけれども、これだと地上権の設定なんですけれども、地上権と賃貸借権、あるいは太陽光発電の売買もあるようですけれども、これは初めて出た案件、地上権、ちょっとその説明お願いしたいと思えます。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

これ確認したんですけれども、通常ですと、一般的には賃貸借権なんですけれども、私も地上権では初めてでした。ネットなんかで調べてもですね、地上権というものは稀なんです。地上権のほうが、土地所有権と同じぐらいの権利があるということで、賃借権よりちょっと強いみたいなんです。地上権は、登記する義務があって、一応20年ということで、渡人ですか——のほうもこれで了解しているんだろうなど、書類ではそういうふうになってきてますんで、それ以上のことは確認してませんけれども。

○2番（江川芳夫君） ちょっと、いや、私も勉強不足で、それで地上権は5条の対象になるのかどうか、ちょっと分からなかったもんだから。要するに、5条の許可対象に地上権も入っている、それならいいんですけれども、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけれども、一般的には売買か賃借権だよ。だから、ちょっと確認したわけです。

○11番（柳田 浩君） 登記上の設定の仕方が地上権ということ。

○事務局（正能 光君） そうです。

○11番（柳田 浩君） だから、実際は賃貸借なり、利用権設定なり……

- 事務局（正能 光君） 当然……
- 11番（柳田 浩君） 売買なり——売買はないけれども……
- 2番（江川芳夫君） 売買はない。
- 11番（柳田 浩君） 底地権は、地権者が持っていて、その上の権利……
- 2番（江川芳夫君） 地上権の権利だけで、農地法の許可の申請が出せるんですかという意味。
- 11番（柳田 浩君） そこは賃貸借権でもいいんじゃないかなという。
- 事務局（小川修一君） 今、江川さんおっしゃっているとおり、土地を借りて何かつくるよ  
という場合には、地上権もあれば、普通は使用貸借——賃貸借ですけれども、地役権もあり  
ます、地上権もあると。その中で、確かに地上権は強いんですよ。
- 11番（柳田 浩君） 登記するんだよね。  
(「登記するんです」と言う人あり)
- 事務局（小川修一君） 登記して、上物について、例えば賃貸借と違って、地権者に言わな  
くてもですよ。言わなくても、太陽光だから20年後になりますかね。
- 2番（江川芳夫君） 自分の権利だからね。
- 事務局（小川修一君） そう。20年後に賃貸借をされてる、農地所有者に言わなくても転  
貸できちゃうんですよ、というちょっと強い権利ではあるんですけども、農地法上、そ  
の権利について、双方ともに理解して、承諾するんであれば、ちょっと言えない部分ではあ  
るんですけども。
- 2番（江川芳夫君） 一般的にはね、賃貸借で農地法の許可を取って、地上権を設定すると  
いうのが一般的な地上権の設定、これだとダイレクトに農業委員会の議案として地上権の設  
定したから、どうなんでしょうかと質問したわけ。問題なければいいんですけどね。ただ、  
私、一般的には使用貸借権を推す、それが転用の申請の主な理由であって、その後において、  
賃借権しておいて地上権を設定するというのは本来ならばと思っていましたから質問しただ  
けで、特に農地法上、地上権の設定という理由で申請が、許可が出るんであれば問題はない  
と思います。
- 以上です。
- 会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。  
(発言する人なし)
- 会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。



13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、農地法施行令第4条第1項第2号のニ及び農地法施行規則第36条の「隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用」で、事業面積全体の1/3を超えず、且つ、10ha以上の一団の農地のうち、その面積、形状、その他の条件が農作業を効率的に行うものに必要なものとして、農林水産省令で定める基準に適合する面積が1/5を超えないものであり、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。要するに、今回の事由、24ページの図面見ていただきますと宅地、管理地は宅地でございます。周りは1種農地、それに隣接して農地がついておりますが、全体の3分の1を超えない範囲であれば例外規定で許可になると、そういうものでございます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(山岸和男君) 5番、山岸です。

4月12日に、推進委員の石川さんと現地調査をしてまいりました。現場は、宅地部分は整地され、更地の状態でありました。代理人の方の行政書士の さんという方に電話をして聞き取りをいたしまして、事務局の説明のとおり、申請地は耕作にはちょっと不向きかなという感じがしましたので、許可相当と判断いたしました。審議の上、よろしくお願

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(発言する人あり)

○事務局（正能 光君） 事務局です。

補足ですけれども、宅地と農地2筆、所有者は同一でございます。

○2番（江川芳夫君） これ斜線が宅地ということでしょう。

○事務局（正能 光君） はい、そうです。

○2番（江川芳夫君） 了解。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅敷の拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、宅地と一体利用するということで、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がございましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

同じく4月12日に、推進委員の石川さんと現地調査をしまして、位置図のとおり、三角形になってる宅地の先のほうに今回の申請地があるんですが、25㎡ということですからかなり小さいところですが、ここが農地として残っているということで、代理人の さんという方に電話で話を聞きまして、譲渡人の さんは 出身で、相続により得た土地ということで、この部分だけ農地で残っているということで、今回、譲渡のための申請ということで、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場及び駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、前回3月の案件の隣接地で、昨年度、全体が一括で除外されたもので、農地転用は2回目となります。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は12番、小倉ですので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

4月18日、高橋、細谷両推進委員さんと共に譲渡人の さん宅を訪ね、お話を伺ってまいりました。先月も、この隣の案件が提出されたわけですけれども、今回、その残った部分を出したということで、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の28ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、農地以外の2筆、166.4㎡を含む事業計画101.4㎡でございます。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可できるものとして、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番の中島です。

4月20日に、推進委員の町田さんと さん宅を訪問してまいりました。これは、娘さんがこちらに入るみたいなんですよ。今、そこ、作業場の脇が田んぼなんですけれども、そこに造るみたいなんです、住宅を。整地してありました。だから、青だと思っんですよ。それをきつと白地にしてやるんじゃないかなと思っんですけれども、町田さんと2人で特に問題はないんじゃないかと思っ、許可相当と判断してまいりました。よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（発言する人あり）

○事務局（正能 光君） 事務局です。

青・白でございます。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図29ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、同意書、印

鑑証明書等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、青地でございますが、盛土をし、小麦を作付けするための農地改良で、期間が3カ月の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番の中島です。

4月20日に、町田推進委員と2人で見てきました。土地が少し道路より低くて、水が溜まっているんですね。そこへ盛土して、小麦作るみたいなんです。よく見てきましたけれども、道路際から泥をやってもらから、きっとすぐ終わるんじゃないかと思うんですね。問題はないと思うんで、許可相当と判断してまいりました。よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の30ページ及び土地利用計画図の5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

4月の14日に、松村推進委員さんと譲受人であります代理の方の さんと3人で、現地調査を行ってまいりました。所有者の方が、耕作ができないということでしたので、有効利用を考えて、太陽光発電を造るという計画だそうです。擁壁工事などは1,500のフェンスを建てるということをお聞きしました。今後の管理に関しましては、常時回りますという確約をいただきましたので、問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、22番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の32ページ及び土地利用計画図の5-22をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、自社工場に隣接し整備するもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

4月の14日に、松村推進委員さんと現地調査に伺いました。譲受人の さんの さんとお話をいたしました。駐車場ですけれども、少々狭いという感覚がありましたので、それから、これから従業員さんを10名ほど採用する予定ですということなので、駐車場が少ないということで、やむを得ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

22番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、23番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の33ページ及び土地利用計画図の5-23をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、前の22番の 〇〇〇の駐車  
車場を整備する隣地でございます。譲受人はその 〇〇〇の代表者でございます。  
開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(瀬下京子君) 9番の瀬下です。

同じく4月の14日に、松村推進委員さんと現地調査を行ってまいりました。現在、4人の家族と、あと親御さんと同居という形を取ってらっしゃいまして、お子さんが大きくなってきたために狭いということで、住宅を建てるという計画だそうです。問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、24番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の34ページ及び土地利用計画図の5-24をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

同じく4月の14日、松村推進委員さんと私と、仲介人でありま  
すの方と、あと譲受人の  
の  
さん、4人で現地調査を行いました。後継者がいないとい  
うこともありまして、太陽光発電の施設を建てるとい  
う計画だそうです。盛土をしてシートを敷くとい  
うお話を聞いてきました。今後の管理に関しまし  
ても、責任を持って常時回りますということでお  
約束をいただきました。問題ないということ  
で判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

24番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、25番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の35ページ及び土地利用計画図の5-25をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、



第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

先ほど24番の物件でもお話ししましたとおり、松村推進委員と仲介人でありまして、  
さんと の さんと4人で、現地調査を行いました。後継者がやはりいないということと、あと有効利用を考えて太陽光発電設置を計画しましたということです。やはり、先ほどと同じように、盛土をしてからシートを敷きますということと、あと4筆に関しましては2段ブロックを積んで、そのところからフェンスをつけるというお話をいただきました。問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

25番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、26番及び27番の元和地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。5条の26番と27番は農地が隣接し、譲渡人が同一で、譲受人が同じ親族であるため、その関係性を分かりやすく、一括にてご説明いたします。位置図の36ページ、37ページ及び土地利用計画図の5-26、27をご覧ください。

両案件は、土地が隣接し、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、26番は譲受人の家族の住居で、27番は26番の配偶者が譲受人となっており、その両親が住居するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、いずれも第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番の中島です。

4月19日に、推進委員の落合さんと、それから代理人の さんに立ち会ってもらって、3人で現場を見てきました。周りは住宅地なんですよ。それで、土地が続いていて、草がちょこっと生えてたんですけども、別に問題ないように思いました。許可相当と判断してまいりました。お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、26番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、27番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、28番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の38ページ及び土地利用計画図の5-28をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅敷を敷地拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番の中島です。

4月20日に、推進委員の落合さんと現場を見てきました。それで、 さんが水道屋をやっているんですけれども、材料置場が狭くて、なおかつ住宅に併設してるところなんですけれども、それを資材置場というか、材料置場にするみたいなんです。許可相当と判断してまいりました。よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

28番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、29番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の39ページ及び土地利用計画図の5-29をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番の中島です。

4月19日に、譲渡人の さんに立ち会ってもらって、現場を見てきました。道路に面してまして、整備してありました。よく前は草か何か生えてたんですけれども、整地してありました。何も問題ないと思って、許可相当と判断してまいりました。よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

29番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、30番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の40ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、既に資材置場として使用していたもので、農地と雑種地が混在しており、農地部分につきましては農地に現状復旧されていることから、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

4月の15日に現地にて、譲受人、 の担当の方、それから代理人の方、それから推進委員の坂田さんと一緒に話を伺ってまいりました。事務局の説明のとおり、この土地については既に転用された経緯があった土地でございまして、指導の結果、是正がされておりましたので、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

30番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分6筆、面積5,333㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員が該当しますので、議事の間、退席

をお願いいたします。

( 番 委員退室)

○会長（小倉和夫君） 事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸し付けが適当であるかどうか、ご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いいたします。

( 番 委員入室)



### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（小川修一君） 説明させていただきます。

推進委員の辞任については、農業委員会等に関する法律の第23条の規定がございまして、農業委員会の同意を得る必要がございまして、今回、議案として上程させていただきます。

た。

まず、経過から申し上げます。

そちらに資料にありますとおり、推進委員の増川英徳さん、41歳なんですけれども、水深において認定農業者として、トマトやイチゴ栽培により専業で営農しています。その増川さんからですね、4月10日付けで辞表が提出されました。その理由は、一身上の都合によりということなんです。

事務局としても、増川さんのお宅に2回ほど直接訪問して、ご本人から話を伺いました。その話を伺った上で、事務局としては、やむを得ないのかなと考えています。

なおですね、本日、皆さんから辞任に関して同意が得られた場合には、増川さんの後任を選任しなくてはなりませんので、4月下旬からですね、速やかに再募集の手続きを進めてまいりたいと考えております。

説明のほうは以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地利用最適化推進委員の辞任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。



### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第8号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取消願について」、許可申請取消願について1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出書について」でございますが、農地中間管理機構による届出について1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続に伴う権利移動の届出7件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用届出2件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」、農地法第5条の規定による許可申請書の取消願2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第6号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」、農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について2件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第7号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域内の農地転用の届出について8件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますけれども、農地の貸借の合意解約による届出97件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了しました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しいたします。

○次長（小川修一君） 小倉会長には長時間にわたりまして議事の進行、お疲れさまでございました。

---

◇

### ◎閉会の宣告

○次長（小川修一君） それでは、柳田職務代理さんに閉会のご挨拶をよろしく申し上げます。

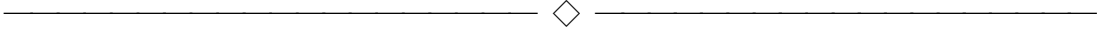
○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたり慎重なるご審議を賜りまして、ありがとうございました。

以上をもちまして令和2年第4回加須市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

○次長（小川修一君） ありがとうございました。

閉会 午後 3時58分





会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年4月24日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 中 島 利 雄

署名委員 松 本 昇